地方独立行政法人青森県産業技術センターの財務諸表及び剰余金の翌事業年度充当の承認について

地方独立行政法人法第 34 条第 1 項の規定に基づく知事による財務諸表の承認及び 同法第 40 条第 3 項の規定に基づく知事による剰余金の翌事業年度充当の承認に当たっては、同法第 34 条第 3 項及び第 40 条第 5 項の規定により、あらかじめ評価委員会の意見を聴取することとなっていることから、これに先立ち、県では、以下により財務諸表等関係書類の確認を行った。

1 確認の方針

- (1) 財務諸表等について、地方独立行政法人法第 34 条第 2 項の規定に基づき付された監事の意見において適正であるとされており、県としては、主要な計数等の確認及び法律等に適合しているかの「合規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行う。
 - ・合規性の遵守 … 地方独立行政法人法等の法令に適合した財務諸表の作成及び 提出がなされているかどうか。
 - ・表示内容の適正性 … 財務諸表の表示内容が地方独立行政法人会計基準への適合等の観点から適正なものとなっているかどうか。
 - (2) 財務諸表の承認及び剰余金の翌事業年度充当の承認は、地方独立行政法人法第34条第1項と第40条第3項の規定により行われ、法令上の位置付けは異なるが、「合規性の遵守」及び「表示内容の適正性」について、確認すべき項目は基本的に重複していると考えられるため、一括して確認を行う。

2 確認内容

(1) 合規性の遵守

確認項目	確認結果
①提出期限は遵守されたか。	・6月29日収受。(6月末日期限)
②必要な書類は全て提出されたか。	・以下の書類が提出された。 ①財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益 処分に関する書類、キャッシュ・フロー計 算書、行政サービス実施コスト計算書、附 属明細書) ②事業報告書 ③決算報告書 ④監事の意見

確認項目	確認結果
③監事の監査証明に、財務諸表の	・監事の監査報告書は、適正意見表示であり、
承認に当たり考慮すべき意見	財務諸表の承認に当たり考慮すべき特段の
はないか。	意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

確認項目	確認結果
①記載すべき項目について、明ら	・財務諸表等の提出を受けた全ての書類につ
かな遺漏はないか。	いて、表示科目、会計方針、注記等につい
	て、明らかな遺漏はないことを確認した。
②計数は整合しているか。	・合計等の基本的な計数について、整合を確
	認した。
③書類相互間における数値の整	・主要表と附属明細書との相互間における整
合は取れているか。	合など、書類相互間における数値の整合を
	確認した。
④行うべき事業を行っているか。	・業務実績報告書により確認した。
⑤運営費交付金に係る会計処理	・費用進行基準に基づき、費用の発生額と同
は適正か。	額について運営費交付金が収益化され、そ
	の残額について、運営費交付金債務として
	残っていることを確認した。(注)
⑥剰余金の翌事業年度充当の承	・本県の承認基準に照らし、利益の発生理由
認を受けようとする額は適正	及び剰余金の翌事業年度充当の承認を受
カゝ。	けようとする額の算出方法が、本県の承認
	基準に沿ったものであることを確認した。
	資料2「剰余金の翌事業年度充当について」参照

(注)費用進行基準における会計上の取扱い

業務を効率的に運営した結果、収益化しなかった運営費交付金の執行残については、運営費交付金債務として、中期目標期間中は翌事業年度の事業に使用することができる。

ただし、職員人件費(県派遣職員及びプロパー職員)やプロパー職員の退職金など、使途が限定される運営費交付金については、費用の発生額が運営費交付金算定時の見込みよりも少ない場合の残余を、運営費交付金債務のまま翌事業年度に繰り越し、翌事業年度の運営費交付金に財源充当後、精算する。

3 確認結果及び所感

合規性の遵守及び表示内容の適正性に整合していることを確認した。

(1) 財務諸表の承認

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額に重要と認められる齟齬はなく、知事による財務諸表の承認に当たって、問題はないものと考える。

(2) 利益処分の承認

本県の承認基準に照らし、剰余金の翌事業年度充当の承認を受けようとする内容及び額については承認基準に適合するものであり、知事による剰余金の翌事業年度充当の承認に当たって、問題はないものと考える。